

平成22年度第4回基本問題に関する検討部会 議事要旨

1 日時：平成22年8月3日（火） 10時00分～12時00分

2 場所：主婦会館プラザエフ 9階「スズラン」

3 出席者

部 会 員：菅原部会長、小林部会員、矢代部会員、野村部会員、木下部会員、城山部会員、中川部会員、金子部会員、召田部会員、河村部会員、岡田部会員、阿部部会員、二宗部会員

オブザーバー：高木建築指導課課長補佐、廣瀬高齢者支援課課長補佐

消 防 庁：株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、三浦設備専門官、竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、塩谷設備係長、村瀬企画調整係長、東規格係長、篠木事務官、鍋島事務官、大歳事務官、吉川事務官、田村室長

4 配付資料

検討会次第

<資料>

○資料4-1 基本問題に関する検討部会（第3回）議事要旨

○資料4-2 火災予防の実効性向上に係る各論点に関する資料

- ① 火災予防に係る国民の責務の法定について
- ② 出火防止対策の強化について
- ③ 火災危険性評価の導入について
- ④ 消防法令違反等の公表制度の創設について
- ⑤ 消防法令における点検報告制度について（法令順守状況の公表制度を含む。）
- ⑥ 消防法令の履行確保方策について
- ⑦ 複合ビル等の防火管理体制（責任体制）の明確化について

5 議事

(1) 前回議事要旨の確認

(2) 火災予防の実効性向上について

資料4-2「火災予防の実効性向上に係る各論点に関する資料」に基づき、事務局から説明が行われた。

【総論】

- ・ 今の議論の中で新築建物を対象にしているのか、既存建物を対象にしているのか、例えば製品は動き回るが、建築物の場合はそうではない。これからの法体系ではストックを活用する社会になってくるので、既存のものをどう見ていくかというのが重要である。その点で、日本は今まで新築を意識してきているのではないか。今使っている建物がどうなのかというのも大事である。そういった点で、建築よりも深いところがあるのではないか。新しい建物と使用中の建物を、区別して考えることも配慮してほしい。
- 今後の議論の中で混乱しないように考えたい。消防法の場合は、特に非特定の方が入れられるような用途に関していうと、最新基準が常々適用されるという法体系になっており、これまでの議論はどちらかと言うと新品の方をイメージしながら議論を進められていると考えている。しかし、それをそのまま既存の建物に現行ルールに従って適用していくと、実行可能性の面で非常に問題になってくるのではないかと考えている。既存建物への調整に関しても追って検討が必要ではないかと考えている。

- ・ 火災被害の中心が、かつてのデパート、ホテル等の大規模事業所から、近年、雑居ビル等の小規模事業所・福祉施設、一般住宅に移っているとあるが、本日の議論が本当にこの問題を検討するに当たって役に立つのか疑問がある。住宅には個人住宅、戸建住宅、共同住宅等とに分けることができ、共同住宅には管理会社がある場合と管理組合がある場合とがあるように、もう少し細かく分けて検討を行っていく必要があるのではないか。
- ・ 火災被害の中心が中小規模のものに移行しており、それが現在議論している対策のターゲットであり、それに対する対策の断片は示されているが、どれも実効性の面でもう少し詰める必要がある。そのためにはすべて実施するのは難しいが、しかし長期的に検討していく上で、客観的なリサーチをベースとして実行性を検討していく必要があるのではないか。

【火災予防に係る国民の責務の法定について】

- ・ 積極的に国民の意識を変えるべきものがあれば、規定したほうが良いと思われる。例えば所有者はより責任を負わなければいけない、あるいは占有者がチェーン店の場合、チェーン店に責任を負わせるだけではなくて、フランチャイズ側にあっても協力を義務付ける形で、責任を持つべき者を広げていくという制度を設けるのであれば今までなかった発想であり、責務規定を置くことで責任を持つべき者が明確になると思われる。しかし、それは責務規定を最初に議論するのではなく、まず制度設計の議論があり、むしろそれに合わせ最後に責務規定について議論するほうが効率的ではないか。
また、期待される効果については、これらの効果はあまり期待されないのではないか。むしろ、新しい制度の導入に伴い、今までの発想と違いますよということがあれば責務として規定するというのではないか。
- 事務局としては、他法令との並びも考える必要はあるが、基本的には国、地方公共団体の責務、あるいは事業者の責務とセットで議論すべきものと考えている。今後の検討課題であるが、国、地方公共団体が国民の意識をどのように変えていくか、又は火災の危険性等、現在の法令の状況についてどのようにわかりやすいものを提示していくかセットで書いていかなければいけないと考えており、次回、そういった中であらためてご議論いただきたい。
- ・ 一人一人の国民、消費者に対する責務規定として国民の責務規定を法定することには賛成できない。責務を規定ことによって何らかの効果があるというよりは、むしろ事後的に責務があるという使われ方をするのはないか。
国や地方公共団体、事業者、これらについてはプロフェッショナルであり、そうした対象に対し実効性のある予防効果のあることが書けるのであれば、それは賛成であるが、全体として国民の責務を規定し意識を変えていくということは、実効性という面からも、また、弱い立場の方たちのことを考えてもそぐわないのではないか。
- 一般的に国、地方公共団体、事業者が専門的な知識をある程度必要とするような集団であることに對し、一方で、国民というのは非常に幅広い概念であり、その中でどのような効果を期待するのかということを明確に法令で規定することは難しい問題がある。
ただ、火災被害の中心は一般住宅が一番大きなところになっている現状があり、かつ、一般住宅に対してはハード面、ソフト面の規制が難しいところがあり、一番効果が大きいのは意識の問題であろうという認識から今回の議論を進めてきた経緯があり、実行性等についてもご議論いただいているところであるので、もう少し検討していきたい。

- ・ 火災被害の中心が、かつてのデパート、ホテル等の大規模事業所から、近年、雑居ビル等の小規模事業所・福祉施設、一般住宅に移っているという状況があり、その対策が必要ということには賛成である。しかし、一般住宅や小規模な社会福祉施設が被害の中心になってきているからといって、国民の責務を規定することには全く実行性がなく、もっと別のきめ細やかな対策を検討するべきである。

【出火防止対策の強化について】

- ・ 出火防止対策に関して、消防法では「関係のある者」に対して質問はできるが、任意であり資料提出命令、報告徴収に関しては「関係者」という別の概念で所有者、管理者、占有者に限定されており、製造業者等には強制できないという現状があり、そこを広げられないのかどうか、という認識でよいか。また、それは論理的には可能であると思うが、製造・輸入業者をどう限定するかかが問題になる。
- 出火防止対策については資料提出命令、報告徴収で対象である「関係者」を広げられるかといったことを議論として考えている。

現在、「関係者」とは、消防法において消防対象物（又は防火対象物）の所有者、管理者又は占有者と限定して定義されているところなので、これを広げられるか議論する必要がある。この定義については、「関係のある者」とまで広げると広がりすぎるので、法令の定義としてある程度の限定が必要と考えている。

- ・ 火災調査の現場への技術者の立会いを求める件に関して、対象物の所有者にかかわる技術者に来てもらって説明を求めるということは、どういう技術者を念頭に置かれているか。

一般的に、製造業者等や航空運送事業者等の関係者を事故調査に入れるべきかどうかとなると、一方で入れないと一体何が起こったのかよくわからないというので、入れたほうがいいという議論と、日本では逆にそうした関係者を入れると情報を操作、隠ぺいされるリスクを考え、関係者を入れないというやり方をとっていることがある。また、仮に技術者に立会いを求めるとした際に、現場ではどういう技術者にどういう貢献をすることが期待されているのか教えていただきたい。

- 火災調査の技術者の立会い等の命令権については、現在、製品火災において必要がある時は、当該製品を所有者の同意を得て持ち帰って専用のX線の分析器等で分析している。全ての製品に関して消防機関が詳しい知識を有しているわけではないので、製造メーカー等の協力を得て、各社の製品の助言等をいただきながら分析している。これについても命令権として付与するかどうかは検討すべき課題と考えている。

- ・ 法令改正に当たって、せっかくの機会であるので、「関係のある者」と「関係者」について意味が違うという非常にテクニカルなことはやめて、もう少し言葉を使い分けていただきたい。その上で、資料提出命令の対象者はむしろ広げる方向で議論しても良いのではないかと。火災原因、つまり、生命・身体の安全を脅かす可能性があるものを提供している以上、それは当然調査を受ける責務があつてしかるべきであり、火災原因に関わる者は全てという形にしても良いと思われる。

また、製品火災調査に関する消防職員の資質向上について、製品安全法や消費者安全法等において、誰がどうやって調査するのか議論されている中で、さらに二重に消防でも議論する必要があるのか。消防行政と消費者行政が連携し、全体として効率的に検討していく必要があるのではないかと。

- 資料提出命令の対象を最初から限定する方向で考えない方が良いのではないかとといった点についてはご指摘のとおりであるが、一方で、資料提出命令であるので、どこまで対象を広げることが可能かという問題については引き続き検討させていただきたい。併せて、「関係のある者」及び「関係者」といった用語の使い方についても、引き続き検討させていただきたい。

2点目の資質の向上等は他の消費者行政等の連携の中で考えるべきとのご指摘については、現状においても他の行政と連携しながら、全体で消費者の安心・安全の実現という目標に向けて取り組んでいるところであり、バランスを考えながら資質の向上等について取り組んでいきたい。

- ・ 国全体で見たときには、どこかに必ず調査権限というのはあるべきと思われるが、今、消費者安全法も含め事故調査や事故情報について、縦割りを廃止し全体的な、網羅的なものを検討する体制が立ち上がっているところであり、全体的な中で検討を行う必要があるのではないかと。というのも、前回の議論の際、製品火災の調整に関してN I T E（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）をほとんど利用しておらず、消防の研究所等で調査を行っているということであった。一方で、火災に至らず消防機関が出動しなかった場合は、消費者センター、メーカー等に連絡し、N I T E等で調査が行われているように思われる。火災になる以前の段階で調査した情報等の交換等も含め、全体として製品調査の主体を定める等、もう少し整理する必要があるのではないかと。

→ 消防側の権限強化だけで全体を解決するといったものではないと事務局のほうでも考えているところである。したがって、ご指摘のとおり、消費者安全法、消費者庁の設置等で、現在、政府全体として検討しているところであり、その中で運用面も含め全体の仕組みをどう変えていくかということは引き続き検討させていただきたいと考えている。

また、現在、消防本部で火災調査を行う際に、現場の消防本部においてN I T Eと協力して調査を実施したり、又は消防研究センターに鑑識、鑑定協力依頼をする等、現場の消防本部の判断において、適宜協力している状況にあり、そういった現状も含め全体がどう効率よく回っていくか、引き続き検討させていただきたい。

【火災危険性評価の導入について】

- ・ グループホームの火災を見ると、消防機関における対象物の把握状況が問題として挙げられる。グループホーム等の小規模社会福祉施設のような避難困難の対象物については、消防機関が把握していないと、適切な対応はできないと思われるので、開設時に消防機関に届け出すことは非常に重要であり、条例ではなく、法律化した方がよい。特に防火管理者が選任されているか、経営者が変更になった時の防火管理制度が確実に実行されているのかどうかを把握できるような制度を作ってもらいたい。

→ 現状として、使用開始届は火災予防条例に定められている。事務局では、リスクアセスメントは重要であるが、消防機関が確実に把握することも含めて法定化すべきではないかと考えている。

防火管理者の選任状況の把握については、頻繁にテナントが入れ替わる場所では消防機関でも把握しきれない。そういったことも含め、法定化する使用開始届や公表制度を活用することによって防火管理者の選任状況を把握し、実効性あるものにしなければならないという問題意識を持っている。

- ・ 危険性評価について、小規模事業所、中規模事業所又は大規模事業所と、それぞれかなり性格が違うのではないかと。大規模事業所については、建物ごとの特性に応じて評価するためには、その評価基準や評価を誰が行うのか、また大規模・高層の範囲をどう絞り込むのかといった事項がポイントになってくると思われるので、小規模又は中規模な事業所とは区別するべきではないかと。

→ 大規模事業所については、外部評価等の問題もあり、小規模又は中規模事業所とは性格が異なるものであると認識している。また、消防用設備等や防火管理についても、現行の消防法においてある程度類型化したものでは対応し切れないという問題意識もあり、どういう範囲で大規模・高層を絞るかというのは、まさにこれからの課題だと考えているが、ハード、ソフトの対策でオーダーメイド的なものを認めていく中で、リスクアセスメントをいかにして入れていくかというような問題意識で考えていきたい。

- ・ 小規模、中規模又は大規模事業所についても、使用開始前又はテナント変更時に使用開始届という中で確実にリスクアセスメントを行うことは重要と思われる。その際、単に法令でチェックするだけの形骸化したリスクアセスメントではなく、より総合的に火災安全性を評価できる仕組みを作る必要がある。

また、そうした仕組みは法令的に規制するものではないかもしれないが、そのような仕組みを設けることによって、自主的なリスクアセスメントの広がりというものが出てくるのではないかと。

→ 元々の問題意識として、例えば消防計画の作成のように、ややもすると形骸的になってしまっているということがある。イギリスにおいて導入された火災危険性評価というものは、仮に火災が発生した場合にどういった対処の仕方があるか、又は、火災が起きる可能性が高い建物の条件等を明確にすることによって、建物利用者がより強く火災予防について認識するところにポイントがある。

したがって、ただ法律に規定を設けることではなく、建物利用者に火災予防の意識をどうやって持たせるかということが重要であり、法律に規定する上でどのような形が考えられるか、組織として十分検討していかなければならないと考えている。

- ・ 小規模、中規模と大規模事業所では論点が全く異なっている。大規模事業所については、本来義務付けられたことを、どのような場合に例外として認めるのか、ということであるが、小規模又は中規模事業所については、法令に基づいて確実に行われているかというのを確認する方法としてリスクアセスメントを取り入れているものと思われるので、大きく異なっている。

また、リスクアセスメントの運用面に関して、小規模事業所に使用開始届出を義務付けるということであるが、法制的に本当に機能するのか疑問がある。使用開始届は建物の所在地や使用していることを情報提供するだけのものだと思われるが、それにリスクアセスメントを義務付けてしまうと、まだアセスメントができていないから開始届は出さない、という本末転倒なことになるのではないかと。届出を出さない事業者やアセスメントを確実に行わない事業者に対し、そもそも消防計画も防火管理者の設置も義務がない小規模事業所に対してリスクアセスメントを義務付けるのは出発点からして難しいように思われるので、整理が必要ではないか。

→ 確かに、リスクアセスメントの導入において、小規模、中規模、それから大規模、特に小規模、中規模と大規模では論点が違い、同様に取扱うことはできない。特に小規模事業所においては、使用開始届の届出時にリスクアセスメントで重い負担を加えると、ますます使用開始届を出さなくなるという問題は、確かにご指摘のとおりであり、いかに簡易型のものを作るかということが1つの大きなポイントだろうと考えている。

ただ、事務局側としては、現行消防法令の規制があまり適用されない小規模事業所において、どのようにして、火災予防の意識を上げていくかという点も大きな問題点として考えており、基本的には小規模事業所についてもリスクアセスメントを導入する方向で、あとは実効性をどう高めていくかという問題をもう少し研究していきたい。

- ・ リスクアセスメントに関してイギリスの事例を参考にするのであれば、対象を広くし火災のリスク管理について事業者の自主的な取組みを促すということが非常に重要なのではないかと。一方で、自主的な取組みを促すのではなく、ある種の規制的な枠組みの中で用いることになると、現行の消防法体系の規制に新たな規制が加わることになり、規制の二重化につながるのではないかと非常に危惧している。特に大規模事業所においては、現行でも様々な規制を受けており、さらに負荷が加わるのではないかと危惧されるところである。事業者側の負担が増大する形で制度が設計されるのであれば納得しかねるところがあり、リスクアセスメントのそもそもの総論的な考え方について整理していただきたい。

→ 事務局としても、基本的に小規模事業所及び中規模事業所については、現状の仕組みを活用する中で、なるべく過度の負担にならないような形で、できるだけ簡易的で、かつ実効的なリスクアセスメントを入れていかなければならないと考えている。また、大規模事業所については、むしろオーダーメイド的なハード、ソフトの対策を新しく導入していこうということで、むしろ、負担は今までよりは軽くなっていくのかなと考えており、過度な負担にならないような形でどのように組み込んでいくのか引き続き検討していきたい。

- ・ 損害保険とのリンクといった、法規制以外の場面で活用する手法については別途検討とされているが、具体的なイメージがあれば教えていただきたい。
- 現状では具体的なスケジュールをもって検討しているものではなく、長期的に検討していく必要があるのではないか、ということである。
- ・ 損害保険が前面に出るとするのは難しいと考えている。火災危険性評価が導入され、事業者のマインドが上がってくれば、損害保険とのリンクも不可能ではないと思われるが、導入当初からというのは難しいので、中・長期的な視点で制度の進捗状況等を見ながら検討する必要があるのではないか。
- インセンティブ的なところとして、事業所や個人住宅に火災対策を進める上で、保険というツールを組み入れることは非常に有効な手段と考えている。法規制のみでは限度があり、諸外国の状況を見ると保険制度とのリンクは非常に有効に機能している例もあるので、お力を借りながら研究していきたい。

【消防法令違反等の公表制度の創設について】

- ・ 公表制度に係る第三者評価については、どこに整理するのかもう少し検討するべきではないか。福祉施設だとかいろんな分野ごとの施設の評価は、必ずしも法令の遵守状況に限定されておらず、むしろポジティブな意味で条件を満たしているという評価を行い、そういうことへの利用者の選択を促すという部分があり、情報開示としての公表とつながってはくるが、法令違反の公表とは性格が異なる。したがって、どの論点に入れるのか、再度検討する必要があるのではないかと思われる。
- 公表制度については、第三者評価、情報提供又は評価される事業の性格によってそれぞれ公表目的が異なっているので、公表内容は法令違反だけに限定されるものではない。しかし、消防側の整理としては、法令違反にとどまらない評価をしている場合にあっても、評価をするための素材の1つとして、消防機関が持っている届出等の状況が活用されることを想定している。
したがって、公表の目的がどうであれ、消防側の整理としては消防機関の有する情報の提供ということになるので、違反の公表制度の中でご検討いただきたい。
- ・ 制裁的公表は、どのような場合に効果があるのかももう少し整理したほうがいいのか。制裁的公表の効果は、公表されたこと、あるいは公表される恐れがあることにより何らかの不利益を被るため、事業者が法令を遵守することが期待されるというものであるが、効果を発揮するに当たってはタイムラグがあることが多い。事前に抑止効果を発揮する場合もあるとは思いますが、公表してみなければわからないという問題がある。そうした場合、重大な消防法令違反があるということは緊急性があるという問題があり、制裁的公表によりその効果が表れることを待つ余裕があるのかという問題が生じてしまう。今回の検討課題の後半部分で強制執行等、他の手段に関して議論があると思うので、時間的に余裕がある場合は行政側もコストがないことを考慮し、制裁的公表を行う等、重大な法令違反だから制裁的公表ということではなく、どういう場面で使うのか、もう少し議論する必要があるのではないか。
次に、違反の公表制度を法令で規定するのか、条例で規定するのかという問題については、地方分権という観点からすると条例に委ねても良いのではないか。特に法令に規定し、限定してしまう必要はないのではないか。
- 制裁的公表の手法については、ご指摘のとおり非常に緊急性があるものでは命令とか、強い手段を用い、比較的そこまでは緊急性がないが、是正の必要がある場合の手段として位置付けることになると考えている。

- ・ ビル事業者でも、小規模雑居ビルのように法令遵守の意識が薄いところほど違反状況を公表してもほとんど効果がないと思われる。大規模ビルでテナントの数が多き場合、ビルオーナーが真面目に法令を遵守しても、一部のテナントだけに瑕疵がある場合にビル名を公表されてしまうのは不合理である。したがって公表制度についてはその実効性に疑問があり、十分に整理していただきたい。
- ・ 消防法令違反の公表に当たっては、現状は立入検査を行い正確な情報を把握し、命令し公表しているところである。公表に当たっては行政機関として公平性と正確さが必要であるが、現状の消防のマンパワーを考えると、全ての消防法令違反をリアルタイムに公表していくのは不可能である。安易に公表内容を拡大するのではなく、消防の現状を考慮し内容の限定も考慮していただきたい。

【消防法令の履行確保方策について】

- ・ 消防法第29条は直ちに実力行使を行うもので、直接強制ではなく即時強制に当たるのではないかと。
→ 消防法第29条は義務違反に対するものではない。非常に強力な権限を定めているが、火災が発生している際に被害を最小限に留めるために規定されたものなので、火災予防の分野にどれだけ拡大できるかは、検討を要すると考えている。
- ・ 執行罰は、延滞料のようなものを指し民事執行ではよく用いられているものであり、有効であると思われるので、直接強制と執行罰の民事における適用例について調べてみると良いのではないかと。ただし、その前に現在の代執行法でできる範囲を検討し、その上でできない範囲を執行罰と直接強制のどちらで手当てするのか検討する必要がある。

【複合ビル等の防火管理体制（責任体制）の明確化について】

- ・ テナントの違反であっても、オーナーに共同責任を負わせることは重大な改正事項であるが、法令順守を民事上の賃貸契約に明記せざるを得ないように法制的手当ができなければ、実施は困難と思われる。この点が改正可能であれば国民の責務に明記してもよいのではないかと。ただし、テナント側はオーナーだけでなく、フランチャイザー等、チェーン店を展開している大元の管理も受けていることから、テナントに法令順守させるためには、そのフランチャイザー等が消防法令順守に係るコストを含めて契約せざるを得ないような法制的手当を考へても良いのではないかと。
また、オーナーの責任共有体制を明確化できるのであれば、強制執行時にはテナントだけでなくオーナーに対しても代執行に必要なコストを請求できることになり、強制執行が行いやすくなるのではないかと。
→ オーナーの責任については、非常に難しい分野であると考えている。全体の責任を有する者が、その責任に応じて部分を管理する者に対して、一定の指示を行い得る権原を消防法上で付与する必要があるか否かという点が問題である、と考えている。
- ・ ビルオーナーにテナントの違反について共同で責任を負わせることは非常に問題である。一見するとオーナーにはテナントに対して強大な権原があるように見えるが、賃貸借契約上は安全配慮について館内細則等で規定を置いているものの、オーナーはテナントに対して専用部の消防法遵守を強制することはできない。そのような状況でオーナーに共同責任を負わせるのは権限と責任とのバランスを欠いているのではないかと。仮に消防法上で権原を付与しても、どこまで強制できるか疑問である。
業界としては、このような状況で過度にオーナー側に責任を負わせるのは承服しかねるので、業界の意見も踏まえて検討を行っていただきたい。

- ・ 現在、経済的にはオーナーの立場は弱くなる傾向にあり、オーナーに責任を負わせるのは難しい状況にある。しかし、貸している以上、全く責任がないわけではなく共同責任はあるのではないかと。契約だけでは上手くいかないからこそ法令に規定し、契約条項の中にある程度オーナーがテナントに立入ることを規定せざるを得ない方向に持っていきけるような規定を定める必要があるのではないかと。
 - ・ 現在の建築において一番問題なのは人の安全ということと考えた場合、各テナントそれぞれが十分に防火管理されていればよいのではなく、共通部分だとか個々と共通の関係、繋がりはどうなのかということが非常に重要であり、共同防火管理体制をもっと力強いものにするかというところの法律的なバックアップが必要である。そういった点で、オーナーの代理執行者である統括防火管理者をもっと力強くするにはどういう手立てが良いか、行政的に考えて欲しい。そういった点は、小さな建物の雑居ビルのようなもの、大きなビルのテナントがコロコロ変わる建物についても同様なことが言えるのではないかと。全体でもっての火災安全、技術的にはそういうような形に成り立っているわけだから、技術面での安全もベースにして考えていただきたい。
 - ・ ビルオーナーにテナント責任を課すことについては、問題が多い。大規模なビルでは規制をかけずともテナントに対する周知徹底や、共同防火管理体制をしっかりとやっている。一方、小規模雑居ビルのようなところでは、テナントの責任者だけでなくオーナーも所在がつかめないというところがあるので、仮にオーナーにテナント責任を求償しようとしても、オーナーを捜し出すのに行政コストがかかる。結果、大規模ビルで自主的に真面目に対応して問題のないところに規制を強化し、小規模雑居ビルで問題の多いところは一層行政コストの面でも取りこぼれていくというような形になると思われる。名目上は規制強化をしたつもりでも、実効性の面で疑問な面もあるので、こういったことも考慮していただきたい。
- オーナーが防火管理を全部やるという考えではない。専有部分は各テナントが管理することになるが、全体の統括や全体の集合として消防計画ができていくか見たり、テナント入れ替えのフォローアップが上手くいっているかの連絡調整等は、全体を管理する者が行うことが重要と考えている。
- ・ このように法制的に詰めていくと、様々な問題がありこのような議論になる。死者や火災を起こさないようにというのが目標であり、細かく責任の追求していくことが良いことなのか若干疑問である。このような細かいことをやると、行政コストは高くなるのではないかと。火災危険性評価などを自主的に考えさせ、評価し良ければハードとソフトもその通りやらせて、後は自己責任にすれば良いと考えるところもあるのではないかと。そうではなくて、そういうのを一緒に盛り込んでくれるのではなく、今までであったところにどんどん責任論という話になるのでできないのではないかと。その辺を消防機関から意見を伺いたい。
 - ・ 歌舞伎町、高円寺南の後の一斉査察では、同種の規模の対象物で9割以上対象物で違反が発生している現状がある。こういった中で小さなテナントについては、防火管理責任なんかの軽減を図る必要があるという御意見もある。しかし、わかかっていても違反を繰り返すビルで多くの死傷者がでているのが現状。したがって、従来の大きな対象物に厳しいスプリンクラーという考え方が破綻し、小さな用途の安全対策をどうするかがポイントではないかと。
- また、消防職員は全国で15万人ほどしかいない。倍にして立入検査を強化しても、そんなに現状は変わらないと思われる。そうすると、消防の点検報告のようなものがちゃんと自主管理のようになってくるような仕組みだとか、悪いところにはどんどん消防が行くような仕組みを公表制度その他を使いながら行政の力を有効にどうやって使おうかと考えている。そういう面では軽減するのはかまわないが、一つのホテルであっても何百のテナントが入っており、そこに責任をコンプライアンスとして作っておかないと守ってもらえない。効率化というのはコンプライアンスが最低条件と思うが、一方で自由で良いという考えが

悪質なビルにはあって、この辺の意識改革をどのように進めるかという点に、行政コストを投入していく必要があるのでは。この辺のバランスを考えながら会議の内容を進めていただきたい。

- ・ 防火管理者の未選任の状況について、なぜ未選任となっているのか、ということに関して地域別、規模別、用途別などの項目で分析した調査資料があれば提供していただきたい。また、そうした既存の資料がないのであれば、調査も当該検討会と並行して進めていただきたい。
- 防火管理者の選任状況については、全体と用途別の資料を当該検討会において過去に提供しているところである。地域別の資料についても提供できると思われるが、規模別については難しいかもしれないので、提供できるか検討する。未選任状況を生じている事情を調査することは、選任状況を改善していく上で重要なことなので、検討する。

(以上)